



2022年3月4日

各 位

会社名	株 式 会 社 I n e
代表者名	代 表 取 締 役 社 長 大 西 洋 平 (コード番号：4933 東証マザーズ)
問合せ先	経 営 管 理 本 部 長 佐 藤 洋 志
電話番号	06-6443-0881

定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、2022年2月16日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2022年3月25日開催予定の第15回定時株主総会でご承認いただくことを前提として、監査等委員会設置会社への移行を決定しておりますが、これに伴い、本日付の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事」を本株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 当社の今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- ② 当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委任による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定及び重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり条文を変更し、それに伴い、市場取引等による自己株式の取得については取締役会決議に基づき可能となることから、現行定款第7条を削除するものであります。
- ④ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- ⑤ 取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につきまして、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、法令の限度の範囲内で、取締役会決議により責任免除を行うことが可能となるよう、変更案のとおり条文を変更するものであります。なお、変更案第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ⑥ 上記変更に伴い、条数の変更、文言の修正、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 3 月 25 日（予定）
 定款変更の効力発生日 2022 年 3 月 25 日（予定）

2. 役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

(2022 年 3 月 25 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
大西 洋平	代表取締役社長	同左
足立 光	社外取締役	同左
笹俣 弘志	社外取締役	(新任)

足立光氏、笹俣弘志氏は、会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役の候補者であります。

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2022 年 3 月 25 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
堀川 健	社外取締役 常勤監査等委員	(新任)
西橋 久仁子	社外取締役 監査等委員	(新任)
舟串 信寛	社外取締役 監査等委員	社外監査役

堀川健氏、舟串信寛氏は、会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役の候補者であります。

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

(2022 年 3 月 25 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
福富 宏之	補欠社外取締役 監査等委員	常勤監査役

※法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて選任予定。

(4) 退任予定取締役

(2022年3月25日開催予定の当社第15回定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	新役職名	現役職名
今井 新	執行役員 ブランディング本部本部長	取締役 ブランディング本部本部長
杉元 将二	執行役員 営業本部本部長	取締役 営業本部本部長
伊藤 翔哉	執行役員 ダイレクトマーケティング本部 本部長	取締役 ダイレクトマーケティング本部本部長
藤岡 礼記	執行役員 マーケティング本部本部長	取締役 マーケティング本部本部長
橋本 恒平	マーケティング本部コンシューマー &マーケットナレッジ部部長	取締役 マーケティング本部コンシューマー& マーケットナレッジ部部長

(5) 退任予定監査役

(2022年3月25日開催予定の当社第15回定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	退任後役職名	現役職名
福富 宏之	補欠の監査等委員である取締役	常勤監査役
高木 暢子	—	社外監査役

以上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。
1. ～10. (条文省略)	1. ～10. (現行どおり)
(新設)	<u>11. その他適法な一切の事業</u>
<u>11. 上記各号に付帯する一切の業務</u>	<u>12. 上記各号に付帯する一切の業務</u>
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。	第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己株式の取得)	(削除)
<u>第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元未満株主の権利制限)	(単元未満株主の権利制限)
第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) (2) (条文省略)	(1) (2) (現行どおり)
(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>	(3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。
② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u>	② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を</u>

<p>③ (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、<u>取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、<u>取締役会の決議をもって臨時に基準日を定めることができる。</u>ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により<u>他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>受けた取締役が定める。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、<u>臨時に基準日を定めることができる。</u>ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第 13 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により<u>他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当会社は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部に</u></p>
---	--

<p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>3名以上10名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② <u>前項の選任については、累積投票の方法によらない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p><u>ついて、基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役1名を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p>
---	---

<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略) ② 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意し、<u>監査役</u>の全員が異議を述べなかったときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録) 第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(責任限定契約) 第29条 (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり) ② 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(議事録) 第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	---

<p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(取締役に対する報酬等) 第 30 条 取締役に対する報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役に対する報酬等) 第 30 条 取締役に対する報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役の数) 第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役を選任) 第 32 条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役任期) 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>③ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役に対する報酬等) 第 34 条 監査役に対する報酬等は、株主総会の</p>	<p>(削除)</p>

<p><u>決議により定める。</u></p> <p>(責任限定契約) <u>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(常勤監査役) <u>第 36 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定し、又は解職する。</u></p> <p>(監査役会の招集) <u>第 37 条 監査役会の招集は、監査役会の日の 5 日前までに、各監査役に対して通知する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続きを経ることなく、監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議等) <u>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程) <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続きを経ることなく、監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の決議方法) <u>第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録) <u>第 33 条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程) <u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>(会計監査人の報酬等) 第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p><u>(期末配当金)</u> 第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、 <u>毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載 または記録された株主または登録株式質 権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当」という。)を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(中間配当金)</u> 第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載ま たは記録された株主または登録株式質権 者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定め る剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第 47 条 配当金が、支払開始日の日から満 3 年 を経過しても受領されないときは、当会 社は その支払い義務を免れるものとする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等)</u> 第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項 を定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 ③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配 当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の除斥期間)</u> 第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支 払開始の日から満 3 年を経過しても受領 されないときは、当会社はその支払義務を 免れるものとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第 1 条 変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供) の</p>
---	--

<p>(新設)</p>	<p><u>削除及び変更後定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------------	--